



# 鳥取県公報

平成 23 年 6 月 10 日 (金)  
第 8 3 0 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	保安林の指定の解除予定 (351) (森林・林業総室) . . . . . 2
	土地改良事業の同意 (352) (東部総合事務所農林局) . . . . . 2
	土地改良区の役員の就退任 (353) (中部総合事務所農林局) . . . . . 2
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (46) . . . . . 3
◇ 公 告	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (西部総合事務所県土整備局) . . . . . 4
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (防災課) . . . . . 4
	落札者の決定 (2件) (教育委員会教育環境課) . . . . . 21
	制限付一般競争入札の実施 (警察本部会計課) . . . . . 22

# 告 示

## 鳥取県告示第351号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市浜坂字伴山1325の3・字八丁目1326の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第352号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業梶掛地区水路整備）について、平成23年6月3日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成23年6月10日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

## 鳥取県告示第353号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり上大口土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年6月10日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

### 退任した役員の氏名及び住所

理事	八 田 哲	倉吉市上余戸155
〃	山 口 文 雄	倉吉市上余戸267
〃	伊 藤 英 男	倉吉市下余戸71
〃	杉 本 訓 志	倉吉市下余戸42
〃	矢 木 康 雄	倉吉市八屋56
〃	福 井 勲	倉吉市八屋165
〃	福 井 莞 二	倉吉市伊木85
〃	田 中 哲 也	倉吉市伊木69

〃 福 田 秀 富 倉吉市山根455  
〃 牧 山 俊 彦 倉吉市山根392  
〃 伊 東 資 秘 倉吉市山根652  
〃 福 井 春 光 倉吉市上井414  
〃 砂 原 久 倉吉市上井386  
〃 角 篤 倉吉市海田東町58-1  
〃 伊 藤 幸 長 倉吉市福庭1105  
〃 福 井 憲 晶 倉吉市福庭262  
〃 河 本 智 倉吉市福庭163  
監 事 涌 嶋 孝 人 倉吉市上余戸135  
〃 涌 嶋 清 吉 倉吉市伊木142-2  
〃 野一色 利 忠 倉吉市福庭180  
平成23年5月24日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事 八 田 哲 倉吉市上余戸155  
〃 山 口 文 雄 倉吉市上余戸267  
〃 平 岡 義 人 倉吉市下余戸174-3  
〃 杉 本 訓 志 倉吉市下余戸42  
〃 矢 木 康 雄 倉吉市八屋56  
〃 福 井 勲 倉吉市八屋165  
〃 福 井 莞 二 倉吉市伊木85  
〃 田 中 哲 也 倉吉市伊木69  
〃 福 田 秀 富 倉吉市山根455  
〃 牧 山 俊 彦 倉吉市山根392  
〃 伊 東 資 秘 倉吉市山根652  
〃 福 井 春 光 倉吉市上井414  
〃 砂 原 久 倉吉市上井386  
〃 角 篤 倉吉市海田東町58-1  
〃 伊 藤 幸 長 倉吉市福庭1105  
〃 野一色 利 忠 倉吉市福庭180  
〃 福 井 憲 晶 倉吉市福庭262  
監 事 涌 嶋 孝 人 倉吉市上余戸135  
〃 涌 嶋 清 吉 倉吉市伊木142-2  
〃 濱 本 徳 一 倉吉市福庭597  
平成23年5月25日就任 任期4年

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第46号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び

運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成23年6月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古賀裕子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,708
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	147,560
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,948
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,131
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,845
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,831
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,572
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,726
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,457
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,512
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,767

## 公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成23年6月10日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
株式会社丸福 代表取締役 福吉 正博	米子市淀江町 佐陀712-2	西伯郡伯耆町父原字堤ヶ谷入口 582 外 38 筆 (315,667 平方メートル)	花崗岩 (263,500 立方メートル)、 風化花崗岩 (56,200 立方メートル)	平成23年5月18日から平成27年5月17日まで	平成23年5月17日
有限会社西山工業 代表取締役 西山 秀雄	米子市夜見町 1936-1	西伯郡伯耆町二部字北谷ノ五55 外41筆 (42,696 平方メートル)	風化花崗岩 (133,246 立方メートル)	平成23年5月19日から平成26年5月18日まで	平成23年5月19日

## 調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167

条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県環境放射線モニタリングシステム更新・保守運用業務 一式

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 履行期間

契約の日から平成29年3月31日まで

ただし、平成24年3月31日までに本稼働できるようにすること。

### (4) 履行場所

入札説明書による。

### (5) 入札方法等

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書とともに入札説明書に定める書類等（以下「提案書」という。）を提出しなければならない。

イ 入札金額は、(1)に掲げる業務に係る委託料の総額を入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入力すること。

おって、平成23年度から平成28年度の各年度の委託料の支払い額については、委託料総額に対して下記の割合とする。

年度	委託料総額に対する割合
平成23年度	80.35%
平成24年度	3.93%
平成25年度	3.93%
平成26年度	3.93%
平成27年度	3.93%
平成28年度	3.93%
合計	100.00%

## 2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成23年6月10日（金）から同年8月17日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成23年6月10日（金）から同年8月17日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録されている者であること。

なお、この競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿へ登録に関する申請書類を平成23年6月15日（水）午後4時までに4の（2）の場所に提出すること。

オ この競争入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

カ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからウまで及びカの全てに該当すること。

イ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のエの要件に該当すること。

ウ 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の一番大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、この競争入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

- ・目的
- ・共同企業体の名称
- ・構成員の名称及び所在地
- ・代表者の名称
- ・代表者の権限
- ・構成員の出資比率
- ・構成員の責任
- ・業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- ・業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- ・解散後の<sup>かし</sup>瑕疵担保責任
- ・その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県防災局防災課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県防災局防災課

電話 0857-26-7873

ファクシミリ 0857-26-8137

電子メールアドレス bousai@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

平成23年6月10日（金）から同月20日（月）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=168468>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

## ア 交付期間及び交付時間

平成23年6月10日（金）から同月20日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## イ 交付場所

（1）に同じ

## （4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

## （5）入札及び開札の日時及び場所

## ア 日時

平成23年7月27日（水）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）

## イ 場所

鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室

## 5 入札者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）この競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書等を4の（1）の場所に、平成23年6月20日（月）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## （1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## （2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 落札者の決定方法

（1）この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内において入札を行ったものであること。

なお、入札者全員が予定価格を超えた場合は、3回を限度として再度入札を行う。

（2）提案書の内容について、別記「落札者決定基準」に示す各項目の加点の上限の範囲内で提案内容の評価に応じて加点する。

（3）入札価格については、次の式により換算し、入札価格に対する点数（以下「価格点」という。）を与え

る。なお、価格点の上限は512点とする。

価格点=512 点× (1 - 入札価格×1.05/予定価格)

- (4) (2)及び(3)により算出された加点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最も高得点を獲得したものを落札者とすることがある。
- (5) 加点及び価格点の合計点数が最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。なお、提案書の評価に時間を要するため、入札者はあらかじめ開札時にくじを引いておくものとする。この場合において、入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

## 8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

- (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 手続における交渉の有無

無

- (5) 入札における現地説明会の有無

無

- (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

- (1) Service to be Procured:

Updating and maintenance of Tottori Prefecture environmental radiation monitoring system

- (2) Deadline for submission of documents for qualification confirmation:

5:00PM on June 20, 2011

- (3) Deadline for submission of tenders: 2:00PM on July 27, 2011

Deadline for submission of tenders by registered mail: Noon on July 27, 2011

- (4) Contact : Tottori Prefecture Disaster Prevention Section

1-271 Higashi-machi, Tottori-shi

680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7873 FAX : 0857-26-8137

### 別記 落札者決定基準

大項目	番号	中項目	評価基準	加点の上限
1. 1 設計方針	1	(1) 業務内容の理解	受注者は発注者の業務内容を十分理解し、発注者にとって最適なシステムとなるよう、発注者の意向を十分把握し、仕様書の内容全てを考慮した上で基本設計書を作成しなければならない。	7 2
	2	(2) 分かりやすい基本設計書	受注者は発注者が内容を理解できるよう、分かりやすい基本設計書を作成しなければならない。この際	

			必要に応じてチャートによる説明や用語解説を行う等工夫すること。	
	3	(3) 装置の構造、配置	本システムを構成する装置は、堅牢にして長時間の使用に耐えられ、耐震性を考慮した構造とすること。また、容易に点検・保守ができる構造、配置の設計とすること。	
	4	(4) 災害を考慮した安全設計	災害を考慮した安全設計（耐震、転倒、落下等防止対策）とすること。	
	5	(5) 将来の拡張性	将来、測定局、測定項目の追加、周辺機器の増設、プログラムの機能追加・変更等の必要が生じた場合、容易に対応できる設計とすること。	
	6	(6) 簡単な操作手順への配慮	本装置の起動、停止、その他運転操作は、簡単な手順で行えるように配慮し設計すること。	
	7	(7) 停電、故障等への備え	停電、故障等に備え、無停電電源装置並びにデータ及びプログラムの復旧機能を有すること。	
	8	(8) 騒音防止対策	本装置は、運転に伴う騒音に対し、十分な防止対策を施すこと。	
	9	(9) データ欠測時間の短いシステム更新作業時の計画、実施	システム更新作業時のデータ欠測がないように計画し、実施すること。	
1. 2 業務全体に係る基本的条件	10	(1) 通信回線の構成	①中央監視局（鳥取県庁）～防災監視局（三朝町、鳥取市佐治総合支所）	5 7
	11		②中央監視局（鳥取県庁）～防災監視局（中部消防局）	
	12 必須		③中央監視局（鳥取県庁）～固定測定局（三朝町木地山）	
	13		④中央監視局（鳥取県庁）～移動測定局（モニタリング車、サーベイ車）	
	14		⑤中央監視局（鳥取県庁）～岡山県環境	
			鳥取県情報ハイウェイ（発注者が専用VLANを構築する。）	
			円滑なデータ通信が可能であり、かつ、ランニングコストが安価となる有線回線とすること。	
			円滑なデータ通信が可能であり、かつ、ランニングコストが安価となる有線回線及び無線回線の複数ルートとすること。	
			安定的な回線品質・データ通信を確保することができ、かつ、ランニングコストが安価となる衛星回線とすること。	
			鳥取県情報ハイウェイ及び岡山県情報ハイウェイ（発注者が専用VLANを構築する。）	

		保健センター		
	15	⑥リモート保守用（中央監視局）	INS ネット 64 : 1 回線	
	16	(2) 可用性要件	ア 24時間365日利用可能なシステムとすること。 イ 商用電源による電力供給が停止した場合などにおいては、無停電電源装置により、ハードウェア、ソフトウェア、データが破損しないこと。	
	17	(3) 拡張性要件	ア 負荷の増加に対し、容易に機器等の拡張が可能なシステム構成とすること。 イ 技術の進展に柔軟かつ低コストで対応できるよう、広く利用されている国際的な標準に基づく技術を採用すること。	
	18	(4) 既設機器の撤去	受注者において既設機器の撤去及び廃棄をするものとする。データの消去については、市販されている専用ソフトによりデータを完全に消去するか又は復元できないように破壊した上で廃棄しなければならない。なお、専用ソフトは米国国防総省準拠方式に準じるものが望ましい。なお、ディスクの廃棄に当たっては、証明書及びマニフェストも提出すること。廃棄機器のリストは廃棄機器一覧のとおりである。既設機器の撤去時には、他の機器及び設備に損傷を与えないように十分注意するものとする。 万一、そのような事態が発生した場合には、遅滞なく発注者に報告し、その指示に従って速やかに現状に修復するものとし、この場合の費用については受注者の負担によるものとする。	
1. 3 計画準備	19	進捗管理体制	受注者は、本システム開発の着手に当たり、作業工程、人員体制、使用機材等について細部の確認・点検を行い、後続の作業が円滑に進捗するよう準備を行うものとする。なお、進捗管理体制について、明記すること。	1 2
1. 4 基本設計書	20	(1) システムに関する全体計画の検討	業務手法、各種業務の流れの分析・検討を行い、次の事項について整理する。 ア 基本方針 イ 各種業務の整備計画 ウ 保守・運用、管理等 エ その他必要事項	1 1 4
	21	(2) ネットワーク構成及びシステム構成の検討	ネットワーク環境等を調査し、本システムのネットワーク構成及びシステム構成について検討する。	
	22	(3) ソフトウェアの検討	本システムで使用するOSやミドルウェア等について検討する。ソフトウェアは次の条件を満たすものとする。 ア アイコン、プルダウンメニュー等を利用し、利用者にGUI（グラフィックユーザーインターフ	

		<p>ェイス) に優れた動作環境を提供できること。</p> <p>イ 標準化の動向を踏まえ互換性のあるソフトウェアであり、外部公共機関等とのデータの共有化が図れること。</p> <p>ウ OS及びウイルス対策ソフトは商用サポート付きのものとする。</p> <p>エ 最新のアップデートプログラム(セキュリティパッチ含む)が適用されていること。</p>	
23	(4) ハードウェアの検討	<p>サーバ機器及び利用端末には必ずウイルス対策ソフトを導入し、利用期間中は常に最新のウイルス定義ファイルが自動更新できるようにすること。</p> <p>中央監視局、防災監視局、固定測定局、移動測定局等に必ず整備する機器及び台数は、仕様書のとおりとする。</p> <p>また、機器設置及びその他必要となる機器や部材(通信用機器、接地用金具、配線材料等)については、本仕様書の記載の有無にかかわらず、受注者側で用意すること。</p> <p>なお、測定局の測定機器は既存の機器を使用するものとする。</p>	
24	(5) パフォーマンス要件	<p>受注者は本システムのパフォーマンスについて発注者が快適に運用できるよう最大限配慮しなければならない。(画面の切替は3秒以内、検索結果の表示は15秒以内を目処とすること。)</p>	
25	(6) 本システムの機能、性能の検討	<p>本システムは、維持管理が容易で、システムの更新、拡張等を考慮したシステムとすること。</p>	
26	(7) セキュリティ機能の検討	<p>情報の改ざん、漏えい等、システムへの不正アクセスの防止対策及びコンピューターウイルス等のセキュリティ対策、個人情報の保護等に万全を期し、機密性、完全性、可用性等、セキュリティに必要な機能について検討すること。</p>	
27	(8) 利用者制限の検討	<p>ID、パスワードにより利用者制限を設けること。</p> <p>また、利用者及び利用権限の追加、修正及び削除を管理者が容易にできること。</p>	
28	(9) 処理設計の検討	<p>ソフトウェア・ハードウェア・ネットワークの機能等を踏まえ、画面レイアウトや処理手順、その他システム構築等に必要な設計について検討すること。</p>	
29	(10) 帳票作成、出力	<p>システムで作成、出力する帳票については、現行システム及び業務分析の結果を基にそのレイアウトを設計すること。</p>	
2. 1 ハードウェア仕様	30 必須	<p>(1) 操作・表示端末装置 (防災監視局も同仕様)</p> <p>DVDマルチドライブ付デスクトップ 24インチ以上TFTカラー液晶ワイドモニター</p> <p>Windows 7 professional MS-Office 2010 Professional</p>	1 8
	31	<p>(2) ネットワークカラー</p> <p>解像度 600 dpi 以上</p>	

	必須	プリンタ (防災監視局も同仕様)	印字速度 A 4 カラー 最高36枚/分 (両面印刷時 35枚/分) 以上 A 4 モノクロ 最高40枚/分 (両面印刷時 39枚/分) 以上 用紙サイズ ハガキ～A 3 (両面印刷有)	
	32 必須	(3) ネットワークプリンタ	解像度 600 d p i 以上 印字速度 A 4 モノクロ 最高44枚/分 (両面印刷時 30枚/分) 以上 用紙サイズ ハガキ～A 3 (両面印刷有)	
	33 必須	(4) 警報表示装置 (防災監視局も同仕様)	表示灯仕様 LED方式 (積層型) 表示仕様 3色 (赤/黄/緑)、点灯/点滅/消灯 点滅周期 60回/分 ブザー仕様 2音色 (音圧レベル可変) インターフェース 1 0 B A S E - T / 1 0 0 B A S E - T X	
	34 必須	(5) 大型モニタ装置 (防災監視局も同仕様)	画面サイズ 42型以上地上デジタル放送チューナー付き液晶ディスプレイ※ 画素数 1024×1080ドット以上 表示色 R G B 各256階調 1677万色以上 入力端子 アナログミニD - s u b 1 5 ピン1系統以上 H D M I 【1080 p i 対応】 1 系統以上 ※地上デジタル放送チューナーは別でも可	
2. 2 中央監視局の機能要件	35 必須	(1) 時刻管理処理	タイムサーバ時刻をもとに、本システムの各装置の時刻を同期により自動校正ができること。	2 6 7
	36 必須	(2) テレメータ通信処理	ア 定時データ収集 各測定局の1分値収集ができること。 また、正10分時にはMCAデータの収集も行えること。	
	37 必須		イ 手動バックアップデータ収集 操作・表示端末装置の画面からの操作により、任意の測定局及び期間を指定して測定局から1分値のバックアップデータ収集ができること。 また、MCAデータのバックアップ収集も出来ること。	
	38 必須		ウ 自動バックアップデータ収集 伝送障害や保守等により収集できなかった1分値を収集正常復帰の後に、自動でバックアップデータ収集ができること。 また、MCAデータのバックアップ収集も出来ること。	
	39 必須		エ 測定機制御要求処理 操作・表示端末装置の画面からの操作により、指定した任意局・項目に該当する測定局に対し測定器の起動や停止の制御要求の送信ができること。	
	40 必須		オ 調整中リモートリセット要求処理 操作・表示端末装置の画面からの操作により、指定した任意局・項目に該当する測定局に対し、調整中リモートリセット要求が送信できること。	

41 必須	カ 演算定数 送信	操作・表示端末装置の画面からの操作により、該当する測定局に対し、テレメータ観測局装置内で演算を行うために、演算定数を自動的に送信できること。
42 必須	(3) 岡山県観測データ 受信処理	岡山県システムから、岡山県の3つの測定局及び人形峠環境技術センターの2つの測定局の観測データ収集ができること。対象データは1分値、10分値、1時間値とし、データ項目は20項目程度、岡山県システムからの送信方式はFTPとする。
43 必須	(4) 演算処理	測定局から収集した観測データを工学値変換等して1分値・10分値・1時間値の算出ができること。また、演算時には状態監視信号(局SV信号・項目SV信号)や強制欠測設定等の欠測処理も行いデータ値を定められた欠測コードに変換できること。
44 必須	(5) 警報判定処理	ア 観測データが基準値を超過した場合や機器異常等のシステム障害が発生した場合に警報を出力できること。 イ 警報判定結果は、その旨をコンソールに出力するとともにシステム状態表示処理、自動通報処理へ通知すること。 ウ 異常発生時には警報表示装置のブザー鳴動と警告灯の点滅により運用者へ通知でき、運用者の確認操作によりブザー鳴動の停止と警告灯の消灯が行えること。
45 必須	(6) 自動通報処理	警報判定処理にて判定した異常内容を職員用携帯電話へ電子メールにより通知するため、メールの作成及び配信対象者へのメールの一斉配信ができること。また、メール不達の場合は、発注者に不達の連絡が送信されるようにすること。 配信対象者のメールアドレスは、発注者が容易に追加、修正、削除できること。なお、メールの配信に当たっては、鳥取県庁内LANを経由して行なうものとする。
46 必須	(7) メッセージ記録処理	機器やデータ等の異常発生・復旧などの状態メッセージやシステムの起動・停止、定周期処理等の運用メッセージなどを生成し、コンソールに出力するとともにメッセージファイルへ蓄積し、CSV形式ファイルに出力できること。
47	(8) 移動観測局通信処理	中央監視局と移動測定局との間に通信回線を確立でき、移動測定局の測定データの収集が完了した時点で通信回線が切断できること。
48 必須	(9) SPEEDIネットワークシステムデータ送信	SPEEDIネットワークシステム中継機I(2台)に、必要なデータを編集し送信できること。対象データは1分値、10分値とし、データ項目は11データ程度、送信方式はFTPとする。 中継機Iからは再送要求がある場合、それに応じて

		データを送信できること。
49 必須	(10) MCAデータ送信	MCA解析装置が解析可能なデータ形式によりMCA解析装置へ送信できること。
50 必須	(11) データ解析系システムデータ送信処理	データ収集系サーバからデータ解析系サーバへ1分値、10分値、1時間値、MCAデータをリアルタイムに送信できること。
51 必須	(12) データ蓄積処理	ア データ収集系サーバへの蓄積 収集したデータをデータ収集系サーバのディスクに一時的に蓄積できること。 測定局は最大15局まで対応可能とし、項目数は30項目まで対応すること。 保存期間は1分値、10分値、1時間値、MCAデータを3か月以上保存できること。
52 必須	イ データ解析系サーバへの蓄積	測定データ等をデータ解析系サーバのディスク(データベースファイル)に以下の期間蓄積できること。 ただし、現行システムからの移行データ分は除く。 (ア) 1分値：10年以上 (イ) 10分値：10年以上 (ウ) 1時間値：10年以上 (エ) MCAデータ：6か月以上 (オ) その他必要なデータ：10年以上
53 必須	(13) オフライン収集処理	各測定局間の回線異常等によりオンラインでのデータ収集が不可となった場合、保守端末を利用してオフラインで測定局の観測データを収集でき、保存した観測データはデータ収集系サーバに保存できること。
54 必須	(14) 自動シャットダウン処理	サーバ等、システムの主な装置は、無停電電源装置からのシャットダウン信号により、自動的にシステムシャットダウンを行い停電による装置故障を防ぐことができること。
55 必須	(15) 強制欠測処理	操作・表示端末装置の画面からの操作により、種別(欠測設定・解除)・局・項目・欠測期間の設定により、強制欠測指定ができること。
56 必須	(16) 定数管理処理	ア 測定器実装/未実装設定 操作・表示端末装置の画面からの操作により、指定した任意局・測定項目の実装(接続する)又は未実装(接続しない)の設定をすることができること。 イ 演算定数設定 操作・表示端末装置の画面からの操作により、演算処理で使用する演算定数を表示及び設定することができること。 ウ 異常値設定 操作・表示端末装置の画面からの操作により、警報判定処理で使用する基準値を表示及び設定することができること。

57 必須	(17) データ転送処理	操作・表示端末装置の画面からの操作により、データ収集系サーバに蓄積されたデータ（1分値/10分値/1時間値/MCAデータ）をデータ解析系サーバに転送できること。
58 必須	(18) データ修正処理	操作・表示端末装置の画面からの操作により、指定した期間・局・項目・種別（1分値/10分値/1時間値）により該当データを修正できること。 また、該当する二次演算項目も自動で演算すること。
59 必須	(19) データ退避復元処理	操作・表示端末装置の画面からの操作により、指定した期間・種別（1分値/10分値/1時間値/MCAデータ）により該当データをファイルに退避及び復元できること。 また、退避したファイルはDVD-Rに保存できること。
60 必須	(20) 時報データ表示・出力処理	操作・表示端末装置の画面からの操作により、時刻・局・項目・データ種別（1分値/10分値/1時間値）を選択して時報出力ができること。 出力は画面表示及びプリンタへの印刷を可能とし、選択によりリアルタイム画面表示ができること。
61 必須	(21) テキストファイル出力処理	操作・表示端末装置の画面からの操作により、以下のデータのテキストファイル出力（テキストデータはCSV形式）ができること。 ア 全測定局の全項目の1分値データ イ 全測定局の全項目の10分値データ ウ 全測定局の全項目の1時間値データ
62 必須	(22) グラフ表示・出力処理	操作・表示端末装置の画面からの操作により、以下のグラフを作成できること。 出力は画面表示、プリンタへの印刷、ファイル（図）保存を選択可能とし、スケール設定も可能とする。 ア 時系列グラフ（任意の期間・局・項目・データ種別）選択により、1分値、10分値、1時間値のグラフはリアルタイム画面表示ができること。 イ 季節別日内変動グラフ（任意の年度・局・項目） ウ 風配図（任意の期間・局・データ種別） エ 度数分布図（任意の期間・局・項目・データ種別） オ 風向別レーダーチャート（任意の期間・局・項目・データ種別）
63 必須	(23) 帳票出力処理	操作・表示端末装置の画面からの操作により、以下の帳票を作成できること。 出力は画面への印刷プレビュー表示およびプリンタへの印刷を可能とする。 ア 日報 全測定局の全項目の1時間値を集計した日報 最高値、最低値、平均、最高時刻、測定回数、

		<p>標準偏差も表示すること。</p> <p>イ 月報 全測定局の全項目の1時間値を集計した月報 最高値、最低値、平均、最高時刻、測定回数、 標準偏差も表示すること。</p> <p>ウ 年報(月統計値) 全測定局の全項目の月統計値を集計した年報 最高値、最低値、平均、最高時刻、測定回数、 標準偏差も表示すること。</p> <p>エ 月別日平均値集計表 全測定局の全項目の日平均値を集計した表</p> <p>オ 任意期間報 任意期間の全測定局、全項目の1分値、10分値、 1時間値を集計した任意期間報</p> <p>カ 四半期報(日・月統計値) 全測定局の全項目の日統計値、月統計値を集計 した四半期報</p> <p>キ 管理報 任意の期間・局等の機器、データ等の異常発生 ／復旧、システム運用メッセージなどを表示する 管理報</p>
64 必須	(24) 地図画面表示	操作・表示端末装置の画面からの操作により、地図 情報(鳥取県が一画面でスクロール無しに表示でき ること)に固定測定局の観測データ(空間γ線線量 率、大気中フッ素濃度、風向、風速)及びGPSに よる位置情報に併せた移動測定局の観測データ(空 間γ線線量率、風向、風速)をリアルタイムに表示 でき、画面印刷もできること。また、観測データの 濃度レベルなどに応じて、色分けした階級区分図や 円積図などを活用した主題表示ができること。
65 必須	(25) システム状態表示	最新監視信号の状態、データ収集状態等を操作・表 示端末にリアルタイム表示できること。
66	(26) ヘルプ処理	異常発生時に、測定値、通信回線、システム異常状 態に応じた操作を補助する機能を有すること。
67 必須	(27) 大型モニタ装置表 示	操作・表示端末及びMCA解析装置の画面を発注者 の別途指定する場所に設置する大型モニタ装置に表 示できること。 また、大型モニタ装置には地上デジタル放送も表示 できること。
68 必須	(28) 災害対策本部室の スクリーン表示	操作・表示端末及びMCA解析装置の画面を災害対 策本部室内の大型スクリーンに表示できること。
69 必須	(29) MCA解析処理	転送された観測データをMCA解析装置のMCA解 析ソフトウェアにより画面上に空間γ線スペクトル 図を表示できること。
70		また、MCA解析ソフトウェアにより作成した空間

必須		γ線スペクトル図をインターネット上に一般公開できること。
71 必須	(30) 一般公開機能	<p>NOC内にWebサーバを整備して、インターネット上に以下の内容を一般公開できること。</p> <p>また、以下の内容に準じた携帯専用画面も用意し、携帯電話からの閲覧もできること。</p> <p>なお、ドメインは、「pref.tottori.lg.jp」を使用し、鳥取県公式ホームページとりネットの防災局のページ及びとりネット・モバイルサイトの防災・緊急情報のページと各々リンク設定するものとする。</p> <p>点検・機器異常時には、調整中表示になるようにして、一時的に公開をしない設定ができること。</p> <p>ア 固定測定局の測定状況</p> <p>(ア) モニタリングシステムの概要等</p> <p>※公開データ等について閲覧者に分かりやすくするための解説や説明も記載できること。</p> <p>(イ) 環境放射線等の状況(地図上表示)</p> <p>(データ種別：1分値／1時間値を選択切替え可能)</p> <p>(表示項目：空間γ線線量率、大気中フッ素濃度、風向、風速)</p> <p>※観測データの濃度レベルに応じて、測定値又は測定スポット点の色を変える等の表示ができること。</p> <p>(ウ) 同上(データ推移図)</p> <p>(表示期間：24時間表示と1週間表示を選択切替え可能)</p> <p>(データ種別：1時間値)</p> <p>(表示項目：空間γ線線量率、降水量)</p> <p>(エ) 現在までの環境放射線等の状況(時系列表形式表示)</p> <p>(表示期間：直近1週間表示)</p> <p>(データ種別：1時間値)</p> <p>(表示項目：空間γ線線量率、大気中フッ素濃度、降水量、風向、風速)</p> <p>(オ) 直近(10分間)の空間γ線スペクトル図</p>
72 必須		<p>イ 移動測定局の測定状況</p> <p>移動観測局の観測データ(空間γ線線量率、風向、風速)について、上記アに準じて、GPSによる位置情報に併せて地図上に表示でき、さらにデータ推移図やデータの時系列表も表示できること。</p>
73 必須		<p>ウ その他の測定状況</p> <p>インターネット公開されている人形峠周辺の放射線等の観測データを地図上に同一の地図画面上に表示できること。</p>

2. 3 固定測定局の機能要件	74 必須	(1) 測定データ入力	放射線測定器および気象観測器等よりデータ収集を行うことができること。 また、測定器の状態を状態監視信号（SV信号）により収集できること。 また、MCAデータ（1,000チャンネル）をオンライン収集化できること。	30
	75 必須	(2) 制御	測定器に対し、各種制御信号を出力できること。 また、項目毎に調整中の設定／解除／リセットが手動でできること。	
	76 必須	(3) 演算処理	5秒周期で収集した測定値に次の各種演算を行い、1分値を作成できること。 ア 生データ上下限值チェック イ 生データ積算値算出 ウ 欠測猶予の判定 エ 欠測処理 オ 1分値の算出	
	77 必須	(4) データ蓄積	1分値及びMCAデータを1か月程度データ蓄積ができること。	
	78 必須	(5) 中央監視局へのデータ送信	中央監視局からの呼出しにより、測定データの送信を行えること。	
	79 必須	(6) 緊急通報	基準値超過、連続欠測、装置異常等が発生した場合、発生時刻・内容を緊急通報として編集し、テレメータ観測局装置に保存できること。	
	80 必須	(7) メンテナンス機能	メンテナンス時に、データ表示、SV履歴表示、調整中設定、時刻設定の情報を確認できること。 保有データを保守端末に格納し、データ収集系サーバへ展開できること。	
	81 必須	(8) 時刻管理処理	中央監視局からの時刻同期により自動修正を行うことができること。 また、メンテナンス画面から時刻修正を手動でできること。	
	82 必須	(9) 自動起動	電源の投入または、停電復旧により自動的に起動すること。	
2. 4 移動測定局の機能要件	83 必須	(1) 測定データ入力	放射線測定器および気象観測器等よりデータ収集を行うことができること。 GPSデータをオンライン収集できること。 また、測定器の状態を状態監視信号（SV信号）により収集できること。	30
	84 必須	(2) 制御	測定器に対し、各種制御信号を出力できること。 また、項目毎に調整中の設定／解除／リセットが手動でできること。	
	85 必須	(3) 演算処理	5秒周期で収集した測定値に次の各種演算を行い、1分値を作成できること。 ア 生データ上下限值チェック イ 生データ積算値算出	

			ウ 欠測猶予の判定 エ 欠測処理 オ 1 分値の算出	
	86 必須	(4) データ蓄積	1 分値を 1 か月程度データ蓄積ができること。	
	87 必須	(5) 中央監視局へのデータ送信	中央監視局からの呼出しにより、測定データの送信を行えること。 また、任意に移動測定局から中央監視局に測定データの送信を行えること。	
	88 必須	(6) 緊急通報	基準値超過、連続欠測、装置異常等が発生した場合、発生時刻・内容を緊急通報として編集し、テレメータ観測局装置に保存できること。	
	89 必須	(7) メンテナンス機能	メンテナンス時に、データ表示、SV履歴表示、調整中設定、時刻設定の情報を確認できること。保有データを保守端末に格納し、データ収集系サーバへ保存できること。	
	90 必須	(8) 時刻管理処理	メンテナンス画面から時刻修正を手動でできること。	
	91	(9) 自動起動	電源の投入または、停電復旧により自動的に起動すること。	
2. 5 防災監視局の機能要件	92 必須	(1) 操作・表示端末の機能	中央監視局の操作・表示端末装置の機能と同様の機能を有すること。	3 0
	93 必須	(2) 警報表示	観測データが基準値を超過した場合やシステム上障害が発生した場合に、異常発生時には警報表示装置のブザー鳴動と警告灯の点滅により運用者へ通知できること。また、運用者の確認操作によりブザー鳴動の停止と警告灯の消灯が行えること。	
	94 必須	(3) 大型モニタ装置表示	操作・表示端末の画面を指定する場所に設置する大型モニタ装置に表示できること。また、大型モニタ装置には地上デジタル放送も表示できること。	
	95 必須	(4) 自動シャットダウン処理	無停電電源装置からのシャットダウン信号により、自動的にシステムシャットダウンを行い停電による装置故障を防ぐことができること。	
3 データ移行	96 必須		現行システムで管理されている平成13年8月からのデータのうち、固定測定局及び移動測定局に係る10分値及び1時間値を新システムへ移行すること。 その他のデータ移行については任意とする。 現行システムでデータ管理しているサーバのデータベースはORACLEである。	1 2
	97 必須		次のシステム更新時には、CSV形式やXML形式等汎用的なデータ形式にてデータの書き出し(エクスポート)ができること。	
4 保守・運用・管理	98 必須	(1) 仮稼働及び本稼働への支援	ア システム本稼働前に、システムの機能を検証するための仮稼働を整備場所で行い、結果を発注者に報告すること。	1 0 8

		<p>イ アの仮稼働に先立ち、試験項目、試験方法及び試験期間等を定めた運用試験要領書を提出し、発注者の承諾を受けること。</p> <p>ウ 仮稼働、本稼働に向けての運用技術支援等を行うこと。</p> <p>エ 仮稼働とは、データ移行作業が完了し、平成24年4月1日からの本稼働までの期間をいう。本稼働の前に1か月間程度必ず行なうこと。</p>
99 必須	(2) システム操作説明	<p>本稼働前までに、関係職員向けに、詳細なシステム操作説明会を実施すること。</p> <p>必要な資材については受託者の費用負担で用意し、会場については発注者が用意するものとする。</p>
100 必須	(3) 保守・運用・管理	<p>システムを安定して稼働させるために、必要となる保守・運用・管理について5年間の保守体制が確保できること。</p> <p>OSや機器のサポート情報提供をはじめ、本システムの円滑な運用ができるよう十分な情報提供を行うこと。</p>
101 必須		<p>契約期間内にシステム装置に障害・故障が発生した場合は、受注者は速やかに修理すること。</p> <p>なお、天災においての経費負担は別途協議とする。</p>
102 必須		<p>ア 対応時間 24時間365日</p> <p>イ 対象 本業務により整備するハードウェア及びソフトウェア</p>
103 必須		<p>(ア) 保守形態はオンサイト（現地修理、現地交換）とすること。止むを得ない場合には代替機を先出しし、持ち帰り修理も可とする。また、リモート保守も行えること。</p>
104 必須		<p>(イ) 障害が発生した場合は、速やかに現地に到着又はリモート操作により障害復旧を行うこと。</p>
105 必須		<p>(ウ) 故障等により、ハードディスクの初期化、ソフトウェアのアンインストール等を行った場合は、導入当初の状態（全ソフトのインストール、設定）に設定すること。その場合、可能な限りユーザーデータを復元すること。</p>
106 必須		<p>(エ) セキュリティ上、システムの脆弱性が発見された場合、迅速に発注者へ報告し、対応すること。</p>
107 必須		<p>(オ) データの整合性が取れない等のシステムの不具合（バグ等）が発見された場合、迅速に発注者へ報告し、対応すること。</p>
108 必須		<p>(カ) 契約期間中のトラブル発生等に対応するため、電話又はメール、ファクシミリで受付窓口を設置し、迅速に対応すること。</p>
109		<p>(キ) サーバ障害時にデータに係るトラブルが発</p>

	必須		生じた場合は、バックアップデータからのリストアを行う等データ復旧作業を行うこと。	
	110 必須	(4) 定期点検	ア 本業務により整備した各機器が正常に稼動するよう年2回の定期点検を行うこと。 (ア) 機器の点検・清掃 (イ) 定期交換対象部品の調達・交換作業 (ウ) その他必要な作業	
	111 必須		イ システム整備後6か月間のMCAデータ、測定データ全て及びそれ以外の全データをメディアへバックアップし、物理的に隔離された場所へ(受注後別途指示する)回避することにより災害時等のシステム停止期間をできるだけ短時間とすること。また、それ以後の6か月毎の定期点検も同様に全データをバックアップすること。	
5 その他	112	新たな提案	上述以外にシステムに必要なかつ効果的な提案があれば記載すること。	18
			計	768

(注) 番号欄に「必須」と記載されている項目は、必須項目とする。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量         | 県立学校校内LAN運営支援業務(東部地区) 想定派遣延べ時間11,880時間(36月) |
| 2 契約方式             | 一般競争入札                                      |
| 3 落札日              | 平成23年5月16日                                  |
| 4 落札者の名称及び所在地      | 株式会社モリックスジャパン<br>鳥取市商栄町203-6                |
| 5 落札金額             | 1人1時間当たり3,000円(消費税及び地方消費税の額を含まない。)          |
| 6 入札公告日            | 平成23年3月29日                                  |
| 7 落札方式             | 最低価格落札方式                                    |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県教育委員会事務局教育環境課<br>鳥取市東町一丁目271             |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調 達 件 名 及 び 数 量	県立学校校内LAN運営支援業務（西部地区） 想定派遣延べ時間9,900時間 (36月)
2 契 約 方 式	一般競争入札
3 落 札 日	平成23年5月16日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社インサイト 米子市新開二丁目14-38
5 落 札 金 額	1人1時間当たり2,670円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）
6 入 札 公 告 日	平成23年3月29日
7 落 札 方 式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県教育委員会事務局教育環境課 鳥取市東町一丁目271

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称

指定自動車教習所職員講習業務委託

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 履行期間

平成23年9月1日から同年11月30日まで

### (4) 履行場所

鳥取県内の受託者の指定する場所

### (5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がその他の委託等の研修業務に登録されている者であること。

なお、この入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年7月1日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

### (3) 平成23年6月10日（金）から同年7月21日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受

けていない者であること。

(4) この公告に示した業務（以下「委託業務」という。）を確実に履行できる者であること。

(5) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条の3の規定により、指定自動車教習所職員講習（法第108条の2第1項第9号に規定する講習をいう。以下同じ。）の実施を委託することができるものとして次のいずれにも該当するものであると公安委員会が認める一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。

ア 組織について、次の要件を満たす者であること。

(ア) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする法人であること。

(イ) 主たる事務所を鳥取県内に有していること。

(ウ) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）とするものでないこと。

a 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

b 自動車等の運転に関し刑法（明治40年法律第45号）第208条の2若しくは第211条第2項の罪又は法に規定する罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

c 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めらるに足りる相当な理由がある者

d 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

e アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

イ 設備について、次の要件を満たす者であること。

(ア) 教本及び視聴覚教材等（指定自動車教習所等の教習の標準等の一般的な教本のほか、都道府県の交通実態及び事故事例等に関する資料、指定教習所の管理運営の実態等に関する資料、視聴覚教材等をいう。）を必要数準備できること。

(イ) 所要の受講者を収容できる教室等を整備し、講習の実施に必要な施設を確保できること。また、教習指導員及び技能検定員の講習施設については、自動車の運転技能の実習、模擬教習及び模擬技能検定を行うことができるよう府令第32条に規定する基準に適合するコース及び自動車、運転シミュレーター等の器材が整備されている施設を鳥取県内に準備できること。

なお、コースについては、全ての免許の種類に係るコースを準備できること。

(ウ) 次に掲げる講習事項（府令第38条第9項第2号の表第2欄に掲げる講習事項をいう。以下同じ。）について、自動車による実習が適切に実施できるよう、大型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車等の自動車を必要数整備できること。

a 教習指導員として必要な自動車の運転技能

b 技能検定員として必要な自動車の運転技能

c 技能教習の教習方法

d 自動車の運転技能に関する観察及び採点方法

ウ 講師及び責任者の配置について、次の要件を満たす者であること。

(ア) 指定自動車教習所職員講習に従事する講師として教習指導員、技能検定員及び管理者を直接に補佐する職員に係るそれぞれの講習事項に関して、専門的な知識又は技能を有する者であつて、人格、経験及び教育能力について、次に掲げる講師の区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすものを、保有する運転免許の種類、自動車等の運転経歴、年齢、交通安全に関する業務の経歴等を考慮した上で、講習

を行うために必要な人数を配置することができること。

a 教習指導員の講師

(a) 講習事項のうち、教習指導員として必要な教育についての知識に関して教育学、心理学等の専門的な知識を有する有識者等であること。

(b) 次に掲げる講習事項に関して教習指導員の資格を有し、実務経験が豊富で指導力に優れた者等であること。

i 教習指導員として必要な自動車運転技能

ii 技能教習の教習方法

iii 学科教習の教習方法

b 技能検定員の講師

次に掲げる講習事項に関して技能試験官又は技能検定員の資格を有し、実務経験が豊富で指導力に優れた者であること。

(a) 技能検定員として必要な自動車の運転技能

(b) 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法

c 管理者を直接に補佐する職員の講師

講習事項のうち、自動車教習所の管理に関する知識に関して、管理者又は管理監督に関する知識及び実務経験が豊富な者等であること。

(イ) 委託事務に関して問題が生じた場合において即時に対応することが可能である責任者を配置することができること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

ア 2の(1)から(4)までに掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

イ 2の(5)に掲げるものに係るもの

〒680-0911 鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課庶務係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)のアの場所で平成23年6月10日(金)から同月24日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)のアの担当部局へ電話により請求すること。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成23年6月27日(月)午後2時

鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課会議室(鳥取県交通総合センター1階)

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平

成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)のイの場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成23年7月21日(木)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月20日(水)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)のイの場所に平成23年7月12日(火)午後5時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、2の(5)の資格については、入札説明書に定める書類を4の(1)のイの場所に同月1日(金)午後5時まで提出し、入札参加資格確認結果通知の交付を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第3項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。